

山梨県公報

| |
|------------------|
| 号外第二十四号 |
| 平成二十五年 五月二十九日 |
| 水曜日 |

目次

選挙管理委員会

直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間.....一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、平成二十五年五月二十九日から参議院議員通常選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六六二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十五年五月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番